

推知報道の禁止規定について

推知報道の禁止規定について

1 旧少年法（大正 11 年法律第 42 号）の規定

第七十四条 少年審判所ノ審判ニ付セラレタル事項又ハ少年ニ対スル刑事事件ニ付予審又ハ公判ニ付セラレタル事項ハ之ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ編集人及発行人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作者及発行者ヲ一年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

2 現行少年法（昭和 23 年法律第 168 号）の規定

（記事等の掲載の禁止）

第六一条 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。